

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、奈良国道事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十七年九月十八日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 公共測量（台帳附図作成、道路基準点設置並びに二級基準点及び四級基準点の設置）

二 測量の地域 国道一六三号（生駒市北原町く鹿畑町）

国道二五号（大和郡山市く北葛城郡王寺町）

国道二五号（山辺郡山添村三ヶ谷）

三 測量の期間 平成二十七年九月十五日から平成二十八年一月二十九日まで